

平成30年度第2回生駒市都市計画審議会

会議録

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成31年2月22日(金)
- (2) 開閉時刻 午前10時から午前11時
- (3) 場 所 市役所4階401・402会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委員) 増田会長・中谷副会長・福中委員・片山委員・荒川委員・佐藤委員
田中委員・西村委員・松中委員・金田委員・久保委員・中田委員
森岡委員
- (事務局) 北田都市整備部長・有山都市計画課長
浜田都市計画課主幹・岩川計画係事務員

(2) 欠席者

東委員・嘉名委員

3 会議の成立

- 上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。
(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 無

6 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 説明用資料1 第1号案件「大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の変更について(生駒市決定)」
- (3) 説明用資料2 第2号案件「大和都市計画生産緑地地区の変更について(生駒市決定)」
- (4) 説明用資料3 その他案件(1)「地区計画案件について(事前説明)」

- (5) 説明用資料 4 その他案件 (2) 「生駒市都市計画マスタープランの改定について (報告)」

7 次第

(1) 開会

(2) 案件

第 1 号案件 大和都市計画生駒市東生駒1丁目地区地区計画の変更について
(生駒市決定)

第 2 号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

(3) その他案件

(1) 地区計画案件について (事前説明)

(2) 生駒市都市計画マスタープランの改定について (報告)

8 審議結果等

(1) 第 1 号案件 大和都市計画生駒市東生駒 1 丁目地区地区計画の変更について
(生駒市決定)

- ・ 案件について事務局から説明
- ・ 質疑無
- ・ 結果

第 1 号案件は原案のとおり可決する。

(2) 第 2 号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について (生駒市決定)

- ・ 案件について事務局から説明
- ・ 質疑及び意見

委員 大阪府下では、農業委員会からの要望もあり、道連れ解除を防ぐため生産緑地指定の面積要件を 300㎡に変更している市町村が多いが、奈良県下ではどのような状況か。

事務局 奈良県下では、多くはないが、いくつかの団体が面積要件の引下げに向けて、進めていると聞いている。

- ・ 結果

第 2 号案件は原案のとおり可決する。

(3) その他案件（1）地区計画案件について（事前説明）

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

委員 町名の変更に伴う変更手続きとのことであるが、通常の都市計画手続きが必要ということか。

事務局 奈良県と協議した結果、都市計画法上の変更の手続きを省略できる項目には該当しないという結論になったため、今回、通常の都市計画手続きを行う。

(4) その他案件（2）生駒市都市計画マスタープランの改定について（報告）

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

委員 今回の都市計画マスタープランも計画期間は10年間か。また、5年ごとに見直しを行い、内容変更する仕組みなどは考えているか。

事務局 計画期間は20年後を見据えた10年間と考えている。都市の拡大が見込めない時代の土地利用を考えいく上で、随時見直しができるような計画とすることが望ましいと考えているが、そのあたりも含めて、次期都市計画マスタープラン検討の中で議論していきたい。

委員 立地適正化計画を意識して都市計画マスタープランを考えていくのか。

事務局 現時点では、都市計画マスタープランと合わせた立地適正化計画の策定は行わないが、立地適正化計画の要素を組み込んだ都市計画マスタープランを策定していきたい。